電　力　需　給　契　約　書（案）

１　契約事項　宗谷管内道立学校で使用する電力の需給
２　契約種別　業務用電力
３　納入場所　別記１「宗谷管内道立学校電力需給施設一覧」のとおり
４　契約期間　令和６年（2024 年）８月の検針日から令和７年（2025 年）７月の検針日まで
　　（令和６年（2024 年）７月１日から令和７年（2025 年）６月 30 日使用分まで）
５　契約単価　契約単価は次のとおりとし、消費税及び地方消費税相当額を含めた単価とする。
（１）基 本 料 金
　　契約電力１キロワット当たり　金　　円
（２）電力量料金
　　電力量１キロワット時当たり　金　　円
６　契約保証金　免除

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（この契約を証するため、本書を２通作成し、当事者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。）

（注）括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

（令和　　年（　　年）　月　日）

（注）括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

発注者　北海道
　　北海道教育庁宗谷教育局長　山　﨑　義　一　㊞

　　住　所
受注者　氏　名　　㊞

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書等に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

２　受注者は、別紙「宗谷管内道立学校電力需給契約仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき宗谷管内道立学校で使用する電力の需要に応じて安定的に供給し、発注者は、受注者にその対価を支払うものとする。

３　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

４　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

５　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるものとする。

７　この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

８　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

９　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第１審の裁判所とする。

（権利又は義務の譲渡等）

第２条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（契約単価の変更）

第３条　発注者又は受注者は、契約期間中に消費税率の改定又は経済情勢の激変その他の予期することのできない特別の事情により価格に著しい変動を生じ、契約単価が不適当となったと認めたとき又は受注者の発電費用等の変動により契約単価を改定する必要が生じたときは、協議の上これを変更することができるものとする。

（使用電力量の増減）

第４条　発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力）

第５条　各月の契約電力はその１か月の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

２　契約電力及び最大需要電力の単位は、１キロワット（１kW）とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。

（使用電力量の計量）

第６条　受注者は、毎月末日 24 時の計量器に記録された値を読み取り、計量した最大需要電力、使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。）及び力率を電力供給を受ける道立学校の校長（以下「学校長」という。）に通知し、確認を受けなければならない。

２ 使用電力量の単位は、１キロワット時（１kWh）とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。

３ 力率の単位は、１パーセント（１%）とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。

（電気料金の算定）

第７条　１月の電気料金は、契約電力に応じた基本料金、当該月中に使用した電力量に応じた電力量料金及び燃料費調整額の合計額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）の合計代金額（以下「電気料金」という。）とする。なお、電気料金については、学校毎に計算し端数処理するものとする。

２　前項の基本料金は、５の(1)に定める基本料金単価に契約電力を乗じて得た額とする。ただし、１月の力率が 85 パーセントを上回る場合は、その上回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割り引いた額とし、85 パーセントを下回る場合は、その下回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割り増しした額とする。

３　第１項の電力量料金は、５の(2)に定める電力量料金単価に第６条の規定により計量した使用電力量を乗じるものとする。
４　第１項の燃料費調整額は、北海道を供給区域とする電気事業法（昭和 39 年法律第 170 条）第２条第１項第９号に規定する一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」という。）が定める算式によって算定された額を超えない範囲とする。
５　第１項の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、一般送配電事業者が定める標準供給条件（高圧）による。
（代金の請求及び支払）
第８条　受注者は、毎月 15 日までに、第７条の規定により算出した前月分の電気料金を発注者に請求するものとする。
２　発注者は、前項の規定による受注者からの適法な請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に宗谷総合振興局出納員の勤務の場所において当該電気料金を支払うものとする。
３　発注者は、その責めに帰すべき理由により前項の電気料金を支払わないときは、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払金額につき年 2.5 パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受注者に支払うものとする。
（調査等）
第９条　発注者及び電力供給を受ける学校長は、電力の供給状況について、随時に調査し、報告を求め、又は当該供給につき適正な履行を求めることができる。
２　受注者は、電力の供給に関し事故が生じた場合は、直ちに、発注者及び学校長に報告し、その措置につき発注者及び学校長と協議しなければならない。
（秘密の保持）
第 10 条　受注者は、この契約の履行に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
２　前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。
（発注者の任意解除権）
第 11 条　発注者は、次条から第 14 条までの規程によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、発注者は、この契約を解除しようとする日の 30 日前までに、受注者に通知しなければならない。
２　前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者が賠償すべき損害額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
（発注者の催告による契約解除権）
第 12 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時　における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
(1)　正当な理由なく発注者との協議事項に従わないとき。
(2)　前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
（発注者の催告によらない契約解除権）
第 13 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。
(1)　天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をすることができないことが明らかなとき。
(2)　受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(3)　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
(4)　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5)　前各号に掲げる場合のほか、受注者が債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に売買代金債権を譲渡したとき。

(7)　電気事業法その他の電気事業に関係する法令又はこれらの関係法令に基づく命令若しくは処分等に違反したとき。

(8)　第 16 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9)　受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品等の調達契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受注者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第 14 条　発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1)　受注者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下この条及び第 21 条において「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第 21 条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第３条第２項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

(2)　受注者が納付命令（独占禁止法第 62 条第１項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第 21 条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第２項の規定により取り消されたときを含む。）。

(3)　受注者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4)　受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第２項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。

(5)　排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受注者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第２項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受注者に対する命令とし、これらの命令が受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受注者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第２条の２第 13 項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号）第 165 条第１項若しくは第 165 条の２の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

(6)　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第 89 条第１項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第１項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは第 198 条に規定する刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき理由による場合の契約解除の制限）

第 15 条　第 12 条各号又は第 13 条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、発注者は、第 12 条又は第 13 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による契約解除権）

第 16 条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき理由による場合の契約解除の制限）

第 17 条　前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第 18 条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、当該解除の日から契約期間満了の日までに係る契約電力及び予定使用電力量にそれぞれの契約単価を乗じて得た総価額の 100 分の 10 に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　第 12 条及び第 13 条の規定によりこの契約が解除された場合

(2)　受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項各号に定める場合（前項の規定により第１項第２号に該当する場合と見なされる場合を除く）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰すことができない理由によるものであると

きは、同項の規定は適用しない。

（受注者の損害賠償請求等）

第 19 条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1)　第 16 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（電力の供給に関する損害賠償）

第 20 条　受注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、発注者にその損害を賠償しなければならない。

(1) その責めに帰すべき理由により電力の供給に関し発注者に損害を与えたとき。

(2) 第 18 条第１項に定める賠償金を徴収してもなお、発注者に損害があるとき。

２　前項の規定により賠償すべき損害額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

３　受注者は、電力の供給に関し、第三者に損害を与えたときは、受注者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

（不正行為に伴う賠償金）

第 21 条　受注者は、この契約に関して、第 14 条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として毎月の確定した電気料金の合計の 10 分の２に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第１号から第５号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が独占禁止法第２条第９項第３号に規定するものであるとき又は同項第６号に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第６項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項に規定する賠償金のほか、確定していない電気料金に係る賠償金については、確定した都度、前項の規定を適用する。

３　発注者は、実際に生じた損害の額が前２項の賠償金の額を超えるときは、受注者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

４　第１項及び第３項の規定は、契約期間の終了後においても適用があるものとする。

（相殺）

第 22 条　発注者は、受注者に対して賠償金その他の金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する売買代金請求権その他の債権と相殺することができる。

（費用の負担）

第 23 条　この契約の締結及び電気の供給に係る手続き等の費用は、受注者の負担とする。

（通知の送付等）

第 24 条　受注者が発注者に対して行う第６条の通知に係る書面及び第８条第１項の請求に係る請求書は、需給施設毎に、別紙仕様書の「通知等送付先」の欄に掲げる者に送付するものとする。

２　受注者が発注者に対して行う第９条第２項の規定による報告又は協議は、原則として、同項の事故が生じた需給施設に係る別紙仕様書の「通知等送付先」の欄に掲げる者に対して行うものとする。

（契約に定めのない事項）

第 25 条　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙

宗谷管内道立学校電力需給契約仕様書

宗谷管内道立学校電力需給については契約書の定めによるほか、この仕様書の定めによる。

（概要）

１　納入場所

別記１「宗谷管内道立学校電力需給施設一覧」のとおり。

２　業種及び用途

道立学校に使用する電力供給

（仕様）

３　供給電気方式等

別記２「宗谷管内道立学校供給電気方式等一覧」のとおり。

４　需給地点

別記１「宗谷管内道立学校電力需給施設一覧」のとおり。

５　電力量等の計量地点

別記１「宗谷管内道立学校電力需給施設一覧」のとおり。

６　電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

ただし、計量地点に電力供給者が設置した計量装置等は電力供給者の所有又は管理責任物とする。

７　保安上責任分界点

需給地点に同じ。

（予定契約電力等）

８　予定契約電力及び予定使用電力量

別記３「宗谷管内道立学校予定契約電力及び予定使用電力量一覧」のとおり。

９　過去の最大需要電力、力率及び使用電力量の実績値

別記４「宗谷管内道立学校最大需要電力、力率及び使用電力量実績一覧」のとおり。

10　力率

85%以上で 100％を目途に運用している。

（契約（使用）期間）

11　契約（使用）期間

令和６年（2024 年）７月１日から令和７年（2025 年）６月 30 日まで。

（その他）

12　請求の際には、請求書のほかに、学校ごとの内訳書を添付すること。料金の算定にあたっては、学校ごとに税込み金額で算出を行い、その総合計を請求金額とすること。

13　燃料調整費の調整

受注者は、平均燃料価格に変動が生じたときは、発注者に対し事前に通知するものとする。

14　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金の調整

受注者は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金に変動が生じたときは、発注者に対し事前に協議するものとする。

15　その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない他の供給条件については、発注者と受注者の協議の上定めるものとする。

別記１

宗谷管内道立学校電力需給施設一覧

	需給施設	住所	需給地点	電力量等の計量地点
1	稚内高等学校	稚内市栄１丁目４番１号	学校電気設備と電力供給者の供給設備の接続点	校舎電気室
2	浜頓別高等学校	枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘５丁目15番地	学校電気設備と電力供給者の供給設備の接続点	校舎電気室
3	枝幸高等学校	枝幸郡枝幸町北幸町529番地２	学校電気設備と電力供給者の供給設備の接続点	校舎電気室
4	豊富高等学校	天塩郡豊富町字上サロベツ475番地	学校電気設備と電力供給者の供給設備の接続点	校舎電気室
5	稚内養護学校	稚内市声問５丁目23番７号	学校電気設備と電力供給者の供給設備の接続点	校舎電気室

別記２

宗谷管内道立学校供給電気方式等一覧

	需給施設	供給電気方式	供給電圧 （標準電圧） （V）	計量電圧 （標準電圧） （V）	標準 周波数 （Hz）	受電方式	受変電設備変更等電力契約に影響のある計画等
1	稚内高等学校	交流３相３線式	6,000	6,000	50	１回線受電方式	―
2	浜頓別高等学校	交流３相３線式	6,000	6,000	50	１回線受電方式	―
3	枝幸高等学校	交流３相３線式	6,000	6,000	50	１回線受電方式	―
4	豊富高等学校	交流３相３線式	6,000	6,000	50	１回線受電方式	―
5	稚内養護学校	交流３相３線式	6,000	6,000	50	１回線受電方式	―

別記3

宗谷管内道立学校予定契約電力及び予定使用電力量一覧

	需給施設	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												
			R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	合計
1	稚内高等学校	66	10,625	9,075	10,484	12,190	13,373	17,233	17,136	14,759	13,855	12,247	10,609	10,684	152,270
2	浜頓別高等学校	39	5,505	4,835	5,285	6,644	7,858	9,783	10,158	8,717	8,553	7,323	5,640	5,800	86,101
3	枝幸高等学校	39	5,318	4,504	4,864	5,928	6,507	8,744	8,522	7,751	7,858	6,773	5,738	5,245	77,752
4	豊富高等学校	34	4,907	3,920	4,906	5,457	6,470	8,637	8,209	7,550	7,323	5,706	5,141	4,548	72,774
5	稚内養護学校	54	10,291	9,303	11,092	12,108	13,977	16,959	18,030	18,794	18,011	13,982	12,024	11,881	166,452
合計		232	36,646	31,637	36,631	42,327	48,185	61,356	62,055	57,571	55,600	46,031	39,152	38,158	555,349

別記４

宗谷管内道立学校最大需要電力、力率及び使用電力量実績一覧

上段：最大需要電力(kw)　中段：力率（%）　下段：使用電力量(kwh)

	需給施設	R05年度 契約種別	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	合計
1	稚内高等学校	高圧	63	52	43	49	57	59	66	55	49	48	38	40	―
			99	98	99	100	100	100	100	100	99	100	99	100	―
			10,066	8,731	9,859	12,582	13,631	18,216	19,104	15,846	13,632	11,711	9,505	10,114	152,997
2	浜頓別高等学校	高圧	27	24	29	31	34	38	36	32	30	27	26	27	―
			94	94	95	97	98	99	99	98	98	98	95	96	―
			5,349	4,828	5,276	6,699	8,098	9,894	9,566	8,310	7,488	6,612	5,304	5,350	82,774
3	枝幸高等学校	高圧	24	25	25	37	34	41	36	33	36	32	31	30	―
			95	94	96	96	97	97	98	98	97	96	95	96	―
			5,150	4,569	4,689	5,782	6,612	7,744	9,404	8,206	7,663	6,661	5,990	5,665	78,135
4	豊富高等学校	高圧	27	25	27	25	28	36	31	30	33	29	26	24	―
			99	100	100	100	100	100	100	100	100	100	99	97	―
			5,384	4,179	5,229	5,227	6,397	8,654	8,093	6,807	5,985	4,804	4,629	4,146	69,534
5	稚内養護学校	高圧	36	35	34	44	48	51	54	51	51	41	33	35	―
			100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	―
			9,763	8,673	10,342	11,159	12,439	16,163	17,231	16,034	14,864	9,897	9,198	9,756	145,519